

生駒市条例第 37 号

生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

9 給料月額は、当分の間、別表第 1 の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に 100 分の 0.3 を乗じて得た額を減じた額とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 35 年 9 月生駒市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

7 給料月額は、当分の間、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、その額に 100 分の 0.3 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。